

2020年6月11日

株 主 各 位

東京都品川区南大井三丁目2番2号
田中商事株式会社
代表取締役社長 鳥谷部 毅

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前11時（午前10時受付開始）
2. 場 所 東京都品川区南大井三丁目2番2号
田中商事本社ビル7階 多目的ホール
※株主の皆様を第一に考え、本総会では新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきます。（次頁ご参照）
上記趣旨に鑑み、本総会では、お土産のご用意はございませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.tanakashoji.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類には、当該事項は記載しておりません。
 - ① 連結計算書類
 - ② 連結注記表
 - ③ 計算書類
 - ④ 個別注記表なお、株主総会参考書類及び事業報告に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.tanakashoji.co.jp>) に掲載させていただきます。
3. 本総会は、ノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

〈新型コロナウイルス感染症対策について〉

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、第59回定時株主総会の開催方針を、以下のとおりとさせていただきます。

1. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数を確保できない可能性があります。
2. ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、議決権行使書（郵送）による事前行使を是非ご利用ください。（2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで有効となります）
3. 議場にご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用等にご協力をお願いいたします。
4. 会場受付前で検温にご協力いただく場合があります。発熱等が確認された場合は、ご入場の制限をさせていただくことがあります。
5. 株主総会に出席する取締役及び運営メンバーは、マスク等を着用して対応させていただきます。
6. 本事案の趣旨に鑑み、お土産のご用意はございません。

株主総会時点での新型コロナウイルス感染状況により、開催方針の内容を変更させていただきますことがあります。

開催方針に大きな変更がある場合は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tanakashoji.co.jp>）にてお知らせいたします。

何卒ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善が続き、内需に牽引される形で、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、米中貿易摩擦による海外経済の不確実性や、年度終盤には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により景況感が急速に悪化いたしました。

一方、当企業グループの属する建設関連業界におきましては、公共投資の底堅い動きが見えた半面、民間設備投資では低調な動きが見られるとともに、建設現場における慢性的な人手不足や労務費、資材費の高止まりにより、経営環境に厳しさが残りました。

(当社の取り組み)

このような状況の中で、当企業グループにおきましては、期首より機動性・実効性の高い組織体制とするために組織体制の見直しを行い、業務効率の向上、継続して取り組んでいる物件受注や得意先ベースの更なる強化を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は32,430,227千円(前期比107.9%)となり、利益面におきましては営業利益1,225,790千円(前期比106.9%)、経常利益1,236,732千円(前期比108.0%)、親会社株主に帰属する当期純利益861,581千円(前期比112.8%)となりました。

企業集团の商品分類別の売上高状況

(単位：千円)

商 品 類	第58期売上高	構 成 比	第59期売上高	構 成 比
電 線 類	9,259,002	30.8%	9,519,598	29.4%
照 明 器 具 類	5,948,943	19.8	5,917,294	18.2
配 ・ 分 電 盤 類	7,618,265	25.4	8,412,988	25.9
家 電 品 類	4,385,250	14.6	5,420,242	16.7
そ の 他	2,831,904	9.4	3,160,102	9.8
合 計	30,043,366	100.0	32,430,227	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当企業グループの設備投資の総額は170,730千円であります。

これは主に、川越営業所隣地購入及び車両買替によるものであります。当該設備投資の資金は、自己資金及び金融機関からの借入にて充当しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第56期 (2017年3月期)	第57期 (2018年3月期)	第58期 (2019年3月期)	第59期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
売上高(千円)	28,817,058	27,857,715	30,043,366	32,430,227
経常利益(千円)	1,125,012	899,559	1,145,170	1,236,732
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	766,702	572,552	763,517	861,581
1株当たり当期純利益(円)	87.05	65.00	86.69	97.82
総資産(千円)	22,995,113	23,672,881	24,647,830	24,397,845
純資産(千円)	10,437,812	10,823,291	11,414,479	11,965,659
1株当たり純資産額(円)	1,185.03	1,228.81	1,295.94	1,358.52

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社木村電気工業	49,900千円	100.0%	有線・無線・通信用産業用各種高周波同軸コネクタの製造

(4) 対処すべき課題

今後の景気動向は、世界規模で新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、国内経済にも影響が出てきております。当企業グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス対策による経済活動の抑制が、民間設備投資の中止や延期、個人消費の停滞などに繋がる可能性があります。その期間・規模についても不確実性が極めて高い状況下にあります。

このような状況において当企業グループにおきましては、感染予防策を継続しつつ、物件受注強化、積極的な人材育成による社員の質向上を図り、業績拡大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

電気材料及び電気器具の卸売

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

名	称	所	在	地								
本	社	東	京	都	品	川	区					
東	京	営	業	所	東	京	都	品	川	区		
城	西	営	業	所	東	京	都	杉	並	区		
城	北	営	業	所	東	京	都	練	馬	区		
城	南	営	業	所	東	京	都	世	田	谷	区	
渋	谷	営	業	所	東	京	都	渋	谷	区		
蒲	田	営	業	所	東	京	都	大	田	区		
城	東	営	業	所	東	京	都	葛	飾	区		
埼	京	営	業	所	東	京	都	足	立	区		
台	東	営	業	所	東	京	都	台	東	区		
王	子	営	業	所	東	京	都	北	区			
江	東	営	業	所	東	京	都	江	東	区		
多	摩	営	業	所	東	京	都	三	鷹	市		
八	王	子	営	業	所	東	京	都	八	王	子	市
町	田	営	業	所	東	京	都	町	田	市		
大	宮	営	業	所	埼	玉	県	さ	い	た	ま	市
川	口	営	業	所	埼	玉	県	川	口	市		
越	谷	営	業	所	埼	玉	県	越	谷	市		
所	沢	営	業	所	埼	玉	県	入	間	郡		
川	越	営	業	所	埼	玉	県	川	越	市		
坂	戸	営	業	所	埼	玉	県	鶴	ヶ	島	市	
熊	谷	営	業	所	埼	玉	県	熊	谷	市		
宇	都	宮	営	業	所	栃	木	県	宇	都	宮	市

名 称	所 在 地
千 葉 営 業 所	千 葉 県 千 葉 市
船 橋 営 業 所	千 葉 県 船 橋 市
松 戸 営 業 所	千 葉 県 松 戸 市
横 浜 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
横 浜 南 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
京 浜 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
横 浜 中 央 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
川 崎 営 業 所	神 奈 川 県 川 崎 市
川 崎 北 営 業 所	神 奈 川 県 川 崎 市
相 模 原 営 業 所	神 奈 川 県 相 模 原 市
札 幌 営 業 所	北 海 道 札 幌 市
札 幌 東 営 業 所	北 海 道 札 幌 市
釧 路 営 業 所	北 海 道 釧 路 市
函 館 営 業 所	北 海 道 函 館 市
仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
郡 山 営 業 所	福 島 県 郡 山 市
八 戸 営 業 所	青 森 県 八 戸 市
静 岡 営 業 所	静 岡 県 静 岡 市
沼 津 営 業 所	静 岡 県 沼 津 市
富 士 営 業 所	静 岡 県 富 士 市
藤 枝 営 業 所	静 岡 県 藤 枝 市
浜 松 営 業 所	静 岡 県 浜 松 市
豊 橋 営 業 所	愛 知 県 豊 橋 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
大 阪 南 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
神 戸 営 業 所	兵 庫 県 神 戸 市

名 称	所 在 地
福岡営業所	福岡県福岡市
熊本営業所	熊本県熊本市
小倉営業所	福岡県北九州市

② 子会社の主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
株式会社木村電気工業 本社	東京都北区
株式会社木村電気工業 工場	茨城県鉾田市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
400名	14名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
388名	14名増	38.9歳	13.2年

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	1,500,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,300,000
株式会社三井住友銀行	1,100,000
三井住友信託銀行株式会社	400,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 35,328,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,832,000株 |
| ③ 株 主 数 | 3,265名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
河 合 日 出 雄	2,651千株	30.1%
ステート ストリート バンク アンドトラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツー 505002	391	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	297	3.4
河 合 き よ 子	264	3.0
田 中 商 事 従 業 員 持 株 会	174	2.0
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	172	2.0
岡 三 オ ン ラ イ ン 証 券 株 式 会 社	169	1.9
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	124	1.4
河 合 宏 美	114	1.3
森 田 健	113	1.3

- (注) 1. 持株比率は自己株式(24,143株)を控除して計算しております。
 2. 2020年4月7日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2020年3月31日現在でフィデリティ投信株式会社が472千株(保有割合5.4%)を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鳥谷部 毅	
専務取締役	安部 安生	営業本部長兼東部エリア事業部長
常務取締役	春日 国敏	管理本部長兼経理部長兼経営企画課担当
取締役	山口 智	仕入部長兼営業管理部長
取締役	伊藤 淳	営業副本部長兼西部エリア事業部長
取締役	玉木 修	クリエイション事業部長
取締役 (監査等委員・常勤)	早川 益男	
取締役 (監査等委員)	福田 大助	弁護士 株式会社ラ・アトレ 社外取締役
取締役 (監査等委員)	川本 典行	税理士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 福田大助氏及び川本典行氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、取締役 (監査等委員) 川本典行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員) 川本典行氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役 (監査等委員) 川本典行氏は、税理士の資格を有しております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、早川益男氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (-)	111,197千円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	9,350 (4,250)
合 計 （うち社外取締役）	9 (2)	120,547 (4,250)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第55回定時株主総会において、年額2億1,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第55回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した金額
 取締役（監査等委員を除く） 6名 26,400千円
 取締役（監査等委員） 3名 650千円（うち社外取締役 2名 350千円）
 - ・当事業年度における退職慰労引当金の繰入額
 取締役（監査等委員を除く） 6名 9,300千円

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である福田大助氏及び川本典行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 社外役員に関する事項

イ 社外取締役の重要な兼職の状況（他会社の業務執行者である場合）
 該当事項はありません。

ロ 社外取締役（監査等委員）の重要な兼職の状況（他会社の社外役員である場合）

社外取締役（監査等委員）福田大助氏は、株式会社ラ・アトレの社外取締役に兼務しております。なお、同社と当社との間には資本関係及び取引関係はありません。

⑤ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	福田大助	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門知識の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会13回のうち13回出席し、主に当社のコンプライアンス面について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	川本典行	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門知識の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち12回出席し、主に当社の内部統制システムについて適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社都合の場合の他以下の事由が生じた場合に、取締役会に対し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

イ. 会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断された場合

ロ. 監督官庁から監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意且つ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2020年3月31日現在、当社が取締役会において定めている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 当社及びその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社は、企業倫理綱領をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織として、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを定め、同部を中心に役職員教育等を行う。

当社内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監視する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書取扱規程、文書保存規程、機密保持規程、その他文書及び情報に関する規程（以下、関連規程等という）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、関連規程等により、常時これらの文書などを閲覧できるものとする。

ハ. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びその子会社は、コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの会社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織的横断的リスク状況の監視及び全社の対応は当社総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては当社取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、ITを活用して取締役会にて定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

ホ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、企業集団における経営効率の向上を図るため当社が定める子会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し指導を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行う。

当社取締役会には当社子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行う。また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、当社グループの各部門との情報交換を定期的実施する。

ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

ト. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社監査等委員は、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人等に対して報告を求める。

当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。監査等委員会は内部監査室及び会計監査人と連携して問題点の把握・改善勧告等を行う。

チ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「企業倫理綱領」に明記し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に周知徹底する。

リ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払などの請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当社は速やかに当該請求に応じるものとする。

ヌ. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役会長、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

ル. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程を制定し、当該規程に基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役に報告する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

イ. コンプライアンスについては、当社及びその子会社の役職員に対して、企業倫理綱領の再確認となる社内研修を開催するなど、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

ロ. 当社及びその子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題等が発生した場合には適時関係部署への指示を行っております。

ハ. 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制は適切に運用されています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績、経済状況に内部留保の状況、資本政策等を総合的に勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、原則として親会社株主に帰属する当期純利益の20%から30%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項及び第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間及び期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行う場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行います。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、2020年5月13日開催の取締役会にて1株当たり18円、効力発生日を2020年6月29日とする決議をいたしました。これにより、すでに実施いたしました中間配当金1株当たり10円を加えました年間配当金は、1株当たり28円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	とりやべ つよし 鳥谷 毅 (1969年11月13日生)	1988年3月 当社入社 2007年6月 当社首都圏第一営業部長兼東京営業所長 2008年4月 当社営業本部長 2008年6月 当社取締役営業本部長 2011年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2013年10月 当社代表取締役社長（現任）	7,190株
[取締役候補者とした理由] 取締役就任後、主に営業本部長として業容の拡大を牽引した実績を有しております。代表取締役就任後は当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を備えている点を踏まえ、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
2	あべ やす お生 安 部 安 生 (1968年10月15日生)	1987年3月 当社入社 1999年10月 当社東北営業部長兼仙台営業所長 2003年2月 当社首都圏第二営業部長 2007年3月 当社首都圏第二営業部長兼大宮営業所長 2008年10月 当社首都圏第一営業部長兼大宮営業所長 2012年6月 当社取締役東部地区物件担当部長 兼首都圏第一営業部長兼大宮営業所長 2013年10月 当社取締役営業本部長 2017年1月 当社専務取締役営業本部長 2019年4月 当社専務取締役営業本部長兼東部エリア事業部長（現任）	2,410株
[取締役候補者とした理由] 営業部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に営業本部長、物件担当部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
3	かすがくに とし 春日 国 敏 (1970年1月27日生)	1994年4月 当社入社 2004年4月 当社広報室長 2005年4月 当社経営企画室長 2008年6月 当社取締役経営企画室長 2009年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長 兼経営企画室長 2012年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 兼経営企画課担当（現任）	1,000株
[取締役候補者とした理由] 管理企画部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に管理本部長、経理部長、経営企画室長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	やま ぐち さとし 山 口 智 (1964年11月2日生)	1985年3月 当社入社 2003年2月 当社東北営業部長 2006年10月 当社東北営業部長兼仙台営業所長 2007年10月 当社営業管理室次長 2008年10月 当社営業管理室長 2011年6月 当社取締役仕入部長兼営業管理部長 (現任)	8,700株
[取締役候補者としての理由] 営業部門、管理部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に営業管理部長、仕入部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
5	い とう じゅん 伊 藤 淳 (1969年9月22日生)	1991年4月 当社入社 2006年8月 当社東海営業部長兼豊橋営業所長 2008年7月 当社東海営業部長兼浜松営業所長 2012年6月 当社取締役西部地区物件担当部長 兼東海営業部長兼浜松営業所長 2013年10月 当社取締役西日本物件担当部長 兼東海営業部長 2016年4月 当社取締役中央地域物件担当部長 兼首都圏中央第一営業部長 2017年4月 当社取締役東京第一営業部長 2019年4月 当社取締役営業副本部長兼西部エリア 事業部長 (現任)	1,300株
[取締役候補者としての理由] 営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に営業部長、物件担当部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
6	たま き おさむ 玉 木 修 (1973年3月22日生)	1995年4月 当社入社 2007年5月 当社首都圏第五営業部長兼城東営業所長 2008年4月 当社首都圏第一営業部長兼東京営業所長 2010年9月 当社東京中央営業部長兼東京営業所長 2012年6月 当社取締役中央地区物件担当部長 兼東京中央営業部長兼東京営業所長 2013年10月 当社取締役東日本物件担当部長 兼東京中央営業部長 2016年4月 当社取締役西部地域物件担当部長 兼東海営業部長 2017年4月 当社取締役東海営業部長 2019年4月 当社取締役クリエイション事業部長 (現任)	1,200株
[取締役候補者としての理由] 営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に営業部長、物件担当部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はやかわますお 早川益男 (1950年1月10日生)	1973年3月 当社入社 1993年4月 当社郡山営業所長 1999年4月 当社札幌営業所営業課長 2002年10月 当社大宮営業所業務課長 2012年4月 当社内部監査室長 2017年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	10,600株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 営業所長、内部監査室長としての経験を有することから豊富な知見を有しており、監査等委員である取締役として、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役候補者としていたしました。			
2	ふくだいすけ 福田大助 (1955年10月27日生)	1980年4月 日本航空株式会社入社 1985年4月 日本興業銀行海外調査部出向 1990年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録 1998年6月 当社社外監査役 2004年6月 ジャパンパイル株式会社社外監査役 2011年9月 法政大学経営大学院講師 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年9月 山王シティ法律事務所パートナー弁護士（現任） 2019年3月 株式会社ラ・アトレ社外取締役（現任）	一株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 弁護士としての職務を通じて培われた法務・コンプライアンスに関する専門的な知識および豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役候補者としていたしました。			
3	かわもと のりゆき 川本典行 (1955年4月8日生)	1980年3月 唐沢公認会計士事務所入所 1986年3月 税理士登録 1999年4月 川本会計事務所開設 2008年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	一株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 税理士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識および豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、当社経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役候補者としていたしました。 また、東京証券取引所の定めている独立役員に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田大助氏及び川本典行氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、川本典行氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 福田大助氏及び川本典行氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会の終結の時をもって4年であります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない監査役であったことがあります。
4. 福田大助及び川本典行の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

以上

